

名称	就職促進給付				教育訓練給付	
	就業手当	再就職手当	常用就職支度手当	移転費	広域求職活動費	教育訓練給付金
支給要件	<p>受給資格者が職業に就いた場合であって、次の①～⑥のいずれにも該当するときに、<b>現に職業に就いている日</b>について支給される</p> <p>①職業に就いた日の<b>前日</b>の基本手当の支給残日数が所定給付日数の<b>1/3以上</b>、かつ、<b>45日以上</b>であること</p> <p>②職業に就いた者又は事業を開始した者であって、<b>再就職手当を受けることができない者</b>であること</p> <p>③離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと</p> <p>④待期間が経過した後職業に就き、または事業を開始したこと</p> <p>⑤離職理由に基づく給付制限を受けた場合には、<b>待期間満了後1ヶ月の期間内</b>については、<b>職安所</b>または職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと</p> <p>⑥求職の申込みをした日前に雇入れをすることを約した事業主に雇用されたものでないこと</p>	<p>受給資格者が<b>安定した</b>職業に就いた場合であって、次の①～⑧のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>①<b>安定した</b>職業に就いた日の<b>前日</b>の基本手当の支給残日数が所定給付日数の<b>1/3以上</b>であること</p> <p>②<b>安定した</b>職業に就いた<b>日前3年以内</b>の就職について再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けたことがないこと</p> <p>③離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと</p> <p>④待期間が経過した後職業に就き、または事業を開始したこと</p> <p>⑤離職理由に基づく給付制限を受けた場合には、<b>待期間満了後1ヶ月の期間内</b>については、<b>職安所</b>または職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと</p> <p>⑥求職の申込みをした日前に雇入れをすることを約した事業主に雇用されたものでないこと</p> <p>⑦<b>1年を超えて</b>引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、または、自立できると認められた事業を開始したこと</p> <p>⑧再就職手当を支給することが受給資格者の職業の安定に資すると認められるものであること</p>	<p><b>安定した</b>職業に就いた、受給資格者等(受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者)が、<b>職安所</b>の紹介した職業に就くため、<b>職安所</b>の指示した職業訓練等(特定職業訓練等を除く)を受けるため、住所を変更する場合であって、次の①・②のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>(※)改正により、再就職した日において40歳未満で、かつ、同一の事業主に雇用保険の一般被保険者として一定期間継続して雇用されたことがない者等も対象となった。</p> <p>①<b>安定した</b>職業に就いた<b>日前3年以内</b>の就職について再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けたことがないこと</p> <p>②離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと</p> <p>③待期間が経過した後職業に就いたこと</p> <p>④給付制限期間が経過した後職業に就いたこと</p> <p>⑤<b>職安所</b>または職業紹介事業者の紹介により、<b>1年以上</b>引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと</p> <p>⑥常用就職支度手当を支給することが受給資格者の職業の安定に資すると認められるものであること</p>	<p>受給資格者等(受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者)が、<b>職安所</b>の紹介した職業に就くため、<b>職安所</b>の指示した職業訓練等(特定職業訓練等を除く)を受けるため、住所を変更する場合であって、次の①・②のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>①待期間および給付制限期間<b>経過後</b>に就職し、または職業訓練等を受けることとなった場合であって、<b>管轄職安所</b>長が住所の変更を必要と認めたとき</p> <p>②就職準備金その他移転に要する費用が、就職先の事業主から支給されないとき、またはその支給額が移転費の額に満たないとき(差額支給)</p>	<p>受給資格者等が、<b>職安所</b>の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合であって、次の①・②のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>①待期間および給付制限期間<b>経過後</b>に広域求職活動を開始するとき</p> <p>②広域活動費が訪問する事業所の事業主から支給されないとき、またはその支給額が広域求職活動費の額に満たないとき(差額支給)</p>	<p>次の①～③に該当するときに支給される</p> <p>①<b>大臣</b>が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了したこと(教育訓練を行った<b>指定教育訓練実施者</b>によりその旨の証明がされた場合に限る)</p> <p>②<b>支給要件期間</b>が<b>3年以上</b>であること(基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に対する支給要件期間は、当分の間、<b>1年以上</b>とされる)</p> <p>③次の(a)(b)のいずれかに該当する者であること (a)教育訓練を開始した日(基準日)に一般被保険者である者 (b)(a)以外の者であって、基準日が直前の一般被保険者でなくなった日から<b>1年以内</b></p>
備考	<p>・再就職手当の支給対象となる者については、就業手当は支給されない</p>		<p>・受給資格者は、安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の<b>1/3未満</b>である者に限られる</p> <p>・特例受給資格者は、特例一時金を受けた者であって、その特例受給資格に係わる離職の日の翌日から起算して6ヶ月を経過していない者でなければならない</p>	<p>・雇用期間が<b>1年未満</b>であることその他特別な事情がある場合は、<b>支給されない</b></p>		<p>・③(b)の期間に妊娠・出産・育児・傷病等で<b>引き続き30日以上</b>教育訓練を開始することができない者が、その該当するに至った日の翌日から起算して<b>1ヶ月以内</b>に管轄職安所長にその旨を申し出た場合は、教育訓練を開始することができない日数が1年に加算される(最長4年)</p>
支給額	<p>基本手当日額 × 3/10</p> <p>(現に職業に就いている日について支給)</p> <p>(就業手当が支給されたときは、就業手当が支給された日数分の基本手当が支給されたものとみなす)</p>	<p>1.支給日数が所定給付日数の2/3以上 基本手当日額 × 支給残日数 × 5/10</p> <p>2.支給日数が所定給付日数の2/3未満 基本手当日額 × 支給残日数 × 4/10</p> <p>(再就職した日が平成21年3月31日～平成24年3月31日までの間にある者が対象となる)</p> <p>(再就職手当が支給されたときは、再就職手当の額を基本手当の日額で除して得た日数分の基本手当が支給されたものとみなす)</p>	<p>1.原則(2.3.以外) 基本手当日額 × 90 × 4/10</p> <p>2.支給残日数45日以上90日未満 基本手当日額 × 支給残日数 × 4/10</p> <p>3.支給残日数45日未満 基本手当日額 × 45 × 4/10</p> <p>(再就職した日が平成21年3月31日～平成24年3月31日までの間にある者が対象となる)(2.3.であっても、<b>所定給付日数が270日以上</b>の受給資格者は、原則の計算方法となる)</p>	<p><b>6種類</b></p> <p>(①鉄道賃 ②船賃 ③車賃 ④航空賃 ⑤移転料 ⑥着後手当)</p> <p>(移転費は、<b>旧居住地から新居住地までの</b>順路によって支給される)</p> <p>(親族を同伴するときは、生計維持されているものであることを証明する書類を添付)</p>	<p><b>5種類</b></p> <p>(①鉄道賃 ②船賃 ③車賃 ④航空賃 ⑤宿泊料)</p> <p>(広域求職活動費(宿泊料除く)は、管轄職安所の所在地から<b>訪問事業所の所在地を管轄する職安所までの</b>順路によって計算する)</p>	<p>支払った額 × 20/100(上限10万)</p> <p>(4,000円を超えないときは支給されない)</p> <p>(支給対象となる費用の範囲は、入学料および受講料(1年を限度)とされている)</p>
支給申請手続	<p>・失業の認定の対象となる日(求職申込み以後最初の失業認定においては、離職理由による給付制限期間の日を<b>含む</b>)について、その失業認定を受ける日に、就業手当支給申請書に受給資格証を添えて管轄職安所長に提出しなければならない</p>	<p>・安定した職業に就いた日の<b>翌日</b>から起算して<b>1ヶ月以内</b>に、支給申請書に受給資格証を添えて管轄職安所長に提出しなければならない</p>	<p>・<b>移転の日の翌日</b>から起算して<b>1ヶ月以内</b>に、移転費支給申請書に受給資格者証を添えて管轄職安所長に提出しなければならない(× 指示があった日)</p>	<p>・広域求職活動の<b>指示を受けた日の翌日</b>から起算して<b>10日以内</b>に、広域求職活動被支給申請書に受給資格者証を添えて管轄職安所長に提出しなければならない(× 広域求職活動日)</p>	<p>・教育訓練を<b>修了した日の翌日</b>から起算して<b>1ヶ月以内</b>に、教育訓練給付金支給申請書に教育訓練を修了したことを証明する書類および支払った額を証明する書類等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない</p>	
返還			<p>・職業に就かなかつた時、訓練等を受けなかつた時、移転しなかつた時は、<b>その事実が確定した日の翌日</b>から起算して、<b>10日以内</b>に移転費を支給した職安所長にその旨を届出、返還しなければならない</p>	<p>・広域活動の全部又は一部を行わなかつたときは、<b>その事実が確定した日の翌日</b>から起算して、<b>10日以内</b>に管轄職安所長にその旨を届出、返還しなければならない</p>		